

## 1. 子どもの健康・育児

妊娠・出産・育児の時期は、家族にとってもお子さんにとっても大切なときですが、それだけに悩みや不安も多いときです。

安心して子どもを産み、ゆとりをもって子育てをし、家族みんなが健康で豊かな生活を送ることができるようにいろいろな事業を行っています。

### 子育て世代包括支援センター事業

妊娠期から子育て期を安心して過ごしていただけるよう、健康推進課と子育て支援拠点センターが連携し、切れ目ない支援を行います。また、妊娠・出産・子育てなどに関する情報提供や相談支援（支援プランの作成）の他、関係機関とのコーディネートを行います。

**[対象]** 妊娠期から子育て期の方とその家族

### 出産・子育て応援給付金支給事業

妊娠届出や出産後の赤ちゃん訪問等、保健師や助産師との面談を実施した方に、出産・子育て応援給付金を支給します。

- ① 釧路市に妊娠届出を行った妊婦の方
- ② 釧路市に出生届出を行った産婦の方またはお子さんを養育している方

### 乳幼児健康診査

#### (1) 4か月児健康診査

生後4か月～5か月のお子さんが対象です。日程は個別にご案内します。

内容：身体計測・小児科診察・発達の確認・育児相談・栄養相談

#### (2) 9～10か月児健康診査

市内医療機関に委託。阿寒・音別は集団健診で行います。

#### (3) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月～1歳11か月のお子さんが対象です。日程は個別にご案内します。

内容：身体計測・小児科診察・歯科健診・発達の確認・育児相談・栄養相談

#### (4) 3歳児健康診査

3歳～3歳11か月のお子さんが対象です。日程は個別にご案内します。

内容：身体計測・尿検査・目の屈折検査・小児科診察・歯科健診・発達の確認・育児相談・栄養相談

## 予防接種

お母さんから赤ちゃんにプレゼントされた病気に対する抵抗力（免疫）は、病気の種類によっては生後3か月頃から自然に失われていきます。この時期をすぎると赤ちゃん自身で免疫を作ることができませんが、これに役立つのが予防接種です。忘れずに受けましょう。

下記の「種類及び対象年齢」の詳細は「予防接種のしおり」（出生届時に配布）に掲載しています。詳しくはお問い合わせください。

### ●種類及び対象年齢●

- 下記の表は予防接種法などの改正により変更する場合があります。 令和6年4月1日現在

種類	対象年齢
BCG	生後1歳未満
●五種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・ヒブ)	[第1期初回] 生後2か月～7歳6か月未満
●四種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ)	[第1期追加] 生後2か月～7歳6か月未満
麻しん・風しん混合	[第1期] 生後12か月～24か月未満 [第2期] 5歳以上7歳未満であって、 小学校就学前1年間（入学する年の3月31日まで）
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	[第2期] 11歳以上13歳未満
ヒブ (Hib)	[初回] 生後2か月～5歳未満 [追加] 生後2か月～5歳未満
肺炎球菌 (小児用)	[初回] 生後2か月～5歳未満 [追加] 生後2か月～5歳未満
水痘	生後12か月～36か月未満
日本脳炎 (20歳未満の方は特例措置の対象となる場合がありますので、市健康推進課へお問い合わせください。)	[第1期初回] 生後6か月～7歳6か月未満 [第1期追加] 生後6か月～7歳6か月未満 [第2期] 9歳～13歳未満
B型肝炎	生後1歳未満
ロタウイルス	[ロタリックス] 出生6週0日後から24週0日後まで [ロタテック] 出生6週0日後から32週0日後まで
子宮頸がん予防ワクチン	小学6年生相当年齢の女子 ～高校1年生相当年齢の女子
<b>【実施方法など（料金無料）】</b> 予防接種はすべて個別接種です。医療機関により実施曜日・時間など異なりますので、詳細は予防接種のしおりでご確認いただくか、市健康推進課へお問い合わせください。	

## 電話相談・来所相談

育児に関することや、発育・発達に関すること、離乳食や食事に関する相談に応じます。

[対象] → 妊産婦、乳幼児・児童とその家族

## 産後ケア事業

お母さんとお子さんが医療機関・助産院に宿泊することで休養をとり、心身のケアや育児のサポートなどの支援が受けられます（自己負担があります）。

[対象] → 産後1年未満のお母さんとお子さん

## 妊産婦安心出産支援事業

自宅から産科医療機関が遠い地域に居住する妊産婦の、妊産婦健康検診や出産準備に要した交通費や宿泊費の一部を助成します。（対象：阿寒・音別地区のみ）

## 家庭訪問

生活の場であるご家庭にうかがい、成長・発達、栄養（離乳食や食事）、生活環境・疾病予防、育児不安など子育てに関する相談やご家族の健康の相談に応じます。

市保健師や訪問指導員（助産師等）がうかがいます。

- 赤ちゃん訪問
- 妊産婦、乳幼児とその家族を対象とした訪問

## 新生児聴覚スクリーニング検査

難聴の早期発見のために、新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部を助成しています。

### お問い合わせ

- 健康推進課 ..... ☎31-4524・4525
- 阿寒町行政センター 保健福祉課 ..... ☎66-2120
- 音別町福祉保健センター 保健福祉課 ..... ☎01547-9-5252

## 2. お父さん・お母さんの健康

### ●お父さん・お母さんの健康チェック（職域等で受ける機会のない方を対象にしています）

検診の種類		対象年齢	備考
各種がん検診	胃がん・肺がん・大腸がん	40歳以上	1年に1回受診できます
	乳がん	40歳以上で偶数年齢の女性	偶数年齢時に1回受診できます
	子宮頸がん	20歳以上で偶数年齢の女性	
総合がん検診		40歳・50歳・60歳・70歳	対象の方には個別に受診券を送付します
歯周病検診			
肝炎ウイルス検診		40歳以上	今まで受けていない方のみ
若者健診（生活習慣病予防健診）		18～39歳	健診を受ける機会のない方、職場の健診で血液検査のない方（1年に1回受診できます）

### 手続・相談窓口

- 健康推進課 ..... ☎31-4524
- 阿寒町行政センター 保健福祉課 ..... ☎66-2120
- 音別町福祉保健センター 保健福祉課 ..... ☎01547-9-5252

## 3. こころの健康

### ●こころの健康相談

種類	開催日	内容	申し込み課・係
こころの健康相談	①保健師による相談 （電話・来所） ・月～金曜日（祝日は除く） 9：00～17：00  ②精神科医による面接相談 ・月1回 14：00～17：00 ※予約制です。事前に電話 でご相談ください	こころの健康に関わる相談に精神科医又は保健師が対応します。 （相談例） ①こころの病気の疑い ②病気への関わり方 ③統合失調症やうつ病等 ④アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存等 ⑤高次脳機能障害等	釧路保健所 健康推進課健康支援係 城山2-4-22 ☎65-5825

## 4. 救急医療について

### ●夜間や休日に急病やけがをしたとき

- 救急医療情報案内センター ☎ 0120-20-8699 ♣携帯電話からは 011-221-8699
- 北海道救急医療・広域災害情報システム <https://www.qq.pref.hokkaido.jp>

\*24時間体制でその日の当番病院をお知らせしています。

### ●小児救急電話相談（北海道が実施）

休日・夜間の急な子どもの病気やけがにどう対処したらよいのか、病院の診療を受けた方がいいのかなど判断に迷った時に、小児科医師、看護師への電話による相談ができます。

●受付時間～毎日午後7時～午前8時まで

\*短縮ダイヤル【#8000】または【011-232-1599】（いーこきゅうきゅう）

※短縮ダイヤル【#8000】は、ご家庭のプッシュ回線及び携帯電話から利用できます。（IP電話またはひかり電話からはつながりません。）

### ●総合病院・小児科医院一覧表（釧路市医師会ホームページより、順不同）

病院名	住所	電話番号
釧路労災病院	中園町13-23	22-7191
釧路赤十字病院	新栄町21-14	22-7171
市立釧路総合病院	春湖台1-12	41-6121
さくま小児科	貝塚2-6-32	43-1177
シロアムこどもクリニック	鶴ヶ岱2-2-10	41-5385
中沢医院	鳥取大通5-8-11	51-1001
堀口クリニック	鳥取大通3-11-8	51-3827
おひさまクリニック	釧路町桂木2-4-4	38-0005
緑ヶ岡クリニック	緑ヶ岡6-16-19	47-3636
阿寒診療所	阿寒町中央1-7-8	66-3031
音別診療所	音別町中園2-97-1	01547-6-2150
遠矢クリニック	釧路郡釧路町河畔7-51-1	40-5111

※医師によってはお子さんの年齢、月齢によって診察できない場合もあります。ご確認ください。

## 5. 医療費等の助成

### ●入院助産制度

経済的理由により、出産費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、指定された助産施設で入院出産した場合に、出産費用を助成します。

【対象となる方】

- ① 市民税が非課税世帯（世帯全員）、生活保護受給世帯の方
- ② 世帯全部の市町村民税所得割の合計額が19,000円以下の方で、出産育児一時金が488,000円未満の方

※助産施設は、市立釧路総合病院及び釧路赤十字病院に設置されています。

※出産予定日の30日前までに申請が必要です。

※世帯状況により自己負担があります。詳しくはお問い合わせください。

### ☎ 手続・相談窓口 ☎

- こども支援課..... ☎31-4204
- 阿寒町行政センター 保健福祉課..... ☎66-2120
- 音別町福祉保健センター 保健福祉課..... ☎01547-9-5151

## ●ひとり親家庭等医療費助成制度

### 【対象となる方】

釧路市に居住し、健康保険に加入している、次のいずれかに該当する母子・父子家庭等の方です。なお、生計を維持する方等の所得制限があります。

- (1) 18歳未満の子を扶養または監護している母子または父子家庭の母・父と子
- (2) 18歳以上20歳未満の子を扶養している母子または父子家庭の母・父と子
- (3) 両親の死亡または行方不明等により、現に他の家庭において扶養されている18歳未満の子
- (4) 配偶者に重度の障がいがある母または父と子

※事実婚の方、生活保護を受けている方、児童福祉施設等に入所されている方、子を里親等に委ねられている方、重度心身障がい者医療費助成を受けている方は除きます。

※注1：18歳未満とは、18歳に達した年度の末日までのことをいいます。ただし、それ以降引き続き特別支援学校の高等部（専攻科を除く）に在学する期間（20歳に達した日の属する月の末日まで）を含みます。

※注2：18歳以上20歳未満とは、18歳に達した年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までをいいます。

### 【助成内容】

母または父については、入院医療費のみを助成、子は入院及び通院医療費を助成

受給対象者		入院区分	自己負担額	自己負担限度額
非課税世帯者	全年齢	入院・通院 (親は入院のみ)	なし	—
課税世帯者	0歳～中学生	入院・通院	なし	—
	高校生等 (18歳の年度末まで)	入院		
	18歳から20歳未満	入院・通院	総医療費の1割	入院：月額57,600円 (多数該当44,400円) 通院：月額18,000円 (年額上限144,000円)
	親	入院		

### 【申請手続きに必要なもの】

- (1) ひとり親家庭等であることを証明するもの(戸籍謄本等)
- (2) 健康保険証
- (3) 転入者等については、課税権のある市区町村から発行された所得を証する書類が必要となる場合があります。
- (4) その他必要に応じて、在学証明書、民生委員の証明書等の提出を求めています。

## ●子ども医療費助成制度

### 【対象となる方】

釧路市に居住し、健康保険に加入している、18歳未満の方（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方）です。なお、所得制限はありません。

※生活保護を受けている方、児童福祉施設に入所されている方、子を里親等に委ねられている方、重度心身障がい者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成を受けている方は除きます。

### 【助成内容】

受給対象者	入院区分	自己負担額
0歳～中学生	入院・通院	なし
高校生等 (18歳の年度末まで)	入院	なし

### 【申請手続きに必要なもの】

- (1) 母子健康手帳（出生時のみ）
- (2) 健康保険証
- (3) 転入者等については、課税権のある市区町村から発行された所得を証する書類が必要となる場合があります。



## ●重度心身障がい者医療費助成制度

### 【対象となる方】

釧路市に居住し、健康保険に加入している、次のいずれかに該当する方です。なお、受給者を含み、生計を維持する方等の所得制限があります。

(1)身体障害者手帳の1級・2級及び3級の一部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障がい）の交付を受けている方。（入院及び通院医療費を助成）

(2)知的障がいのある方で、

①児童相談所、知的障害者更生相談所から「重度」の判定を受けた方、または(A)判定の療育手帳をお持ちの方（入院及び通院医療費を助成）

②知能指数がおおむね35以下（身体障害者手帳3級の交付を受けている方はおおむね50以下）で所定の認定診断書に「重度」と診断を受けた方（入院及び通院医療費を助成）

(3)精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方。（通院医療費のみ助成）

※生活保護を受けている方、児童福祉施設に入所されている方は除きます。

### 【助成内容】

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、入院医療は助成対象外

受給対象者		入通院区分	自己負担額	自己負担限度額
非課税世帯者	全年齢	入院・通院	なし	—
課税世帯者	0歳～中学生	入院・通院	なし	—
	高校生等 (18歳の年度末まで)	入院		
		18歳以上	通院	総医療費の1割

### 【申請手続に必要なもの】

(1) 障がいの程度を証明するもの（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか）

(2) 健康保険証

(3) 特定疾病療養受療証（お持ちの方）

(4) 転入者等については、課税権のある市区町村から発行された所得を証する書類が必要となる場合があります。

### ☞ 手続・相談窓口 ☞

- 医療年金課 医療給付係..... ☎31-4526
- 阿寒町行政センター市民課..... ☎66-2210
- 音別町行政センター市民課..... ☎01547-6-2231

